

公の施設の指定管理者の指定の件（ユース・ホテル）

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌国際ユースホテル

2 公の施設の位置

札幌市豊平区豊平6条6丁目

3 指定管理者

東京都渋谷区代々木神園町3番1号国立オリンピック記念青少年総合センター内

一般財団法人日本ユースホテル協会

理事長 寺島 眞

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、札幌国際ユースホテルの指定管理者を指定するため、本案を提出する。